

第10回

東弁調査室嘱託弁護士に聞く

新進会員活動委員会委員 安江 克典 (60期)



東京弁護士会には、会長の委嘱により、司法制度、法律制度その他の事項につき、調査研究等の事務及び制定改廃予定の会則等の解釈についての助言を行う組織（東京弁護士会規則1条）として調査室が設けられており、調査室嘱託弁護士が事務を行っている。その活動はいわば「東京弁護士会のシンクタンク」と呼べる活動であるが、一般の会員が調査室と直接関わるのは、いわゆる弁護士会照会が中心であり、現実に調査室で働く嘱託弁護士の事務の内容は明らかではない部分も多い。そこで、調査室嘱託としての事務や、弁護士会照会を利用する会員に対するアドバイスなどをお聞きした。

安江：調査室嘱託の仕事を始められたきっかけは何ですか。

砂川：前任の方が調査室嘱託をお辞めになるときに、お世話になっている会員の方を通じて当時の調査室室長からお話をいただき、調査室嘱託の仕事内容について説明をうけまして、やりがいのある仕事だと考え、嘱託をお受けしました。

安江：調査室嘱託の事務にはどのようなものがありますか。

砂川：会員の方に一番なじみがあるのはいわゆる弁護士会照会の申出審査ですね。そのほかには東京弁護士会の会則や規則の見直しに伴う整合性調査、条項案作成、会長から委嘱された東京弁護士会が締結する契約の内容のチェック等東京弁護士会にかかわる個別案件の調査、会費免除申請の審査、東京弁護士会を被告とする訴訟の代理人としての訴訟活動などです。

安江：調査室嘱託の事務というと弁護士会照会ぐらいしかイメージがなかったのですが、実際には、それ以外にも、様々な事務をなさっているのですか。

砂川：そうですね。先ほど申し上げた規則の整合性調査ですとか、条項案の作成などの仕事も多いですね。これらの仕事は、東京弁護士会の現在の会則・規則や日弁連の会則・規則を調査したり、日弁連の調査室に意見照会を行ったり、会長・副会長や委員会担当の職員の方とも協議を重ねたりして行います。いわば、東京弁護士会の法制局的な仕事を行っていますね。そのほか、人権擁護委員会に申し立てられる人権救済案件を専門に担当する嘱託もおられます。

安江：調査室嘱託としての勤務に費やす時間はどのぐらいになるのですか。

砂川：弁護士会照会の申出審査については、7人の嘱託弁護士が、平日の午前中に日替わりでやっていますので、平日は誰かが半日調査室にいるという状態で、一ヶ月に3回から4回は勤務しています。弁護士会照会の審査は、少ないときは一日に三十数件、多いときは60件70件のときもあります。そのため、勤務時間は、短ければ一日2時間弱、長いときは3時間を超えることもありますね。また、弁護士会照会以外にも、調査室嘱託が全員集まって行われる調査室会議というものがありまして、この会議が一ヶ月に3回開かれ、月に1回会長、副会長とのランチミーティングがあります。その他の事務も合わせて、一ヶ月に平均30時間程度勤務します。

安江：弁護士会照会関係で、月3・4回、調査室会議等で月4回弁護士会にいらっしゃるということは、結構頻繁に弁護士会にいらしているということになりますね。

砂川：そういうことになりますね。そのほか、弁護士会に来なくても、案件に関して、嘱託間でメール上の協議を頻繁に行っています。そういう時間も入れると、結構な時間を調査室嘱託としての仕事に費やしていることになります。

安江：それだけの事務を行っていることになると、調査室嘱託の事務は日常の弁護士業務の負担になりませんか。

砂川：事務所の仕事の時々の状況によりますが、事務所の仕事を立て込んでいるときは負担になるところがあります。ただこれは仕方がないことだと思いますので、そこは何とかうまくやりくりしています。

安江：弁護士会照会の内容としてはどのようなものが多い

のですか。

砂川：遺産分割事件の相続財産調査に関する銀行口座に対する照会もありますが、交通事故に関連する訴訟などのための実況見分調書の照会がかなりの部分を占めますね。これは、東京には損害保険会社が多く、そのため、交通事故に関連する訴訟が多いという東京の特殊性によるものかもしれません。

安江：弁護士会照会の審査をしていて、気になる点がありますか。

砂川：弁護士会照会においては、受任事件の特定、照会する必要性、照会事項の特定を要求しているのですが、照会事項と必要性とが対応していないことがままあります。そのような場合は照会審査が通らないことになりますのでご留意いただくようお願いいたします。ただ、これはできるだけ広く情報を集めておこうという弁護士としての^{まが}性みたいなものかもしれませんね。

安江：弁護士会照会の申出に関し、若手会員にアドバイスなどがありましたらご教示ください。

砂川：弁護士会照会は、受任事件について照会の必要性、相当性があれば、「公務所又は公私の団体に」広く照会できる建前になっていますので、どんどん利用していただけたらと思います。金融機関に対する照会などでは、個人情報保護を理由に照会に応じただけないことも多いというのが現状ではありますが、例えば、離婚事件の財産分与請求をするために、相手方の口座の照会をしたら、照会に応じただけたということもあります。照会についての詳細は、東京弁護士会から「弁護士会照会制度一活用マニュアルと事例集一」（第3版）という本が出ておりますし、東弁ホームページに書式例等がアップされておりますので、参考にいただければと思います。

安江：申出をあきらめるのではなく、むしろ、チャレンジしてみる価値はあるということですか。

砂川：そうですね。ただ、調査室嘱託の立場から言わせて



砂川 祐二 会員（53期）

平成19年1月、勤務先事務所を独立し、現所属事務所パートナー
平成20年4月より調査室嘱託として勤務

いただくと、先ほども申し上げましたとおり、なぜその事項を照会する必要があるのかをきっちり書くということには留意していただきたいと思います。また、例えば、預金口座の照会の場合、照会対象期間の始期と終期を限定して申し出てほしいですね。金融機関に対する照会であれば、照会の対象期間をできるだけ限定する方が照会に応じていただける可能性が高くなります。

安江：最後に、調査室嘱託に就任してよかったと思うことはありますか。

砂川：通常の弁護士業務であれば、通常やることのない規則の整合性調査であるとか、東京弁護士会会長より委嘱される業務を体験できていることは、すぐく自分自身の糧になると思います。弁護士会照会の審査でも、他の弁護士がどんな事件でどんな立証をするのかを自ずと見ることもできるので、自分自身が同じような案件を受けた際の参考になります。また、東京弁護士会の職員の方々とのかわりも多いので、職員の方々がどういう風に仕事をされているのか、どのように弁護士会を支えていただいているのかを知る機会にもなっています。